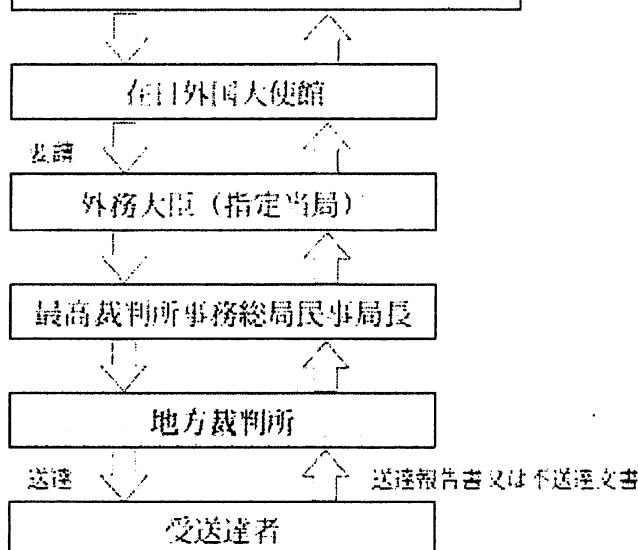


指定当局送達

(民訴条約に基づく送達) ※ この方法の依頼はほとんどない。

(例) オーストリア共和国

送達を要請する外国の権限ある当局



(概説)

【外国からの要請】

民訴条約の締約国であって、送達条約に加入していない国のは在日外国大使館から我が国の指定当局である外務大臣（特例法2条）に対し、送達の要請がある。

【管轄裁判所への送付】

中央当局送達の場合と同様（送達を行うべき地を管轄する地方裁判所—特例法3条2項、移送—特例法4条）。

【送達の実施】

中央当局送達の場合と同様（民訴条約2条、3条2項）。

ただし、訳文には嘱託国の外交官又は領事官の翻訳証明が付される必要があるので（民訴条約3条3項）、翻訳証明のない訳文が添付されている場合は、訳文が添付されていない場合と同様に取り扱う（任意交付の方法による送達（いわゆる「c送達」）を実施する。）。

【証明書等の送付】

中央当局送達の場合と同様（記載例II-1参照。ただし、証明書用紙は各自で用意する（民訴条約5条1項、特例法7条、記載例II-2参照）。また、要請書（REQUEST）はない。）。証明書は、日本語で作成すれば足りる。

* 費用の償還請求（民訴条約7条2項）も、中央当局送達の場合と同様（ただし、償還請求先は嘱託国）。償還請求するときは、証明書等の送付を依頼する際に、嘱託国の在日外国大使館宛ての納入告知書（記載例III-3）と裁判所書記官作成の嘱託当局宛ての費用明細書（記載例III-4）を添付する。

（注） 納入告知書及び費用明細書は、各受託事件ごとに作成する。納入告知書については、嘱託国の在日大使館に直接送付することのないよう特に注意する。

証明書等は、最高裁民事局長から外務省、在日外国大使館を通じて送達を要請する権限のある当局に送付される。